

基本的にフォークリフトにオペレーター以外の方が乗り作業されることは認められておりません。

従来、倉庫内の蛍光灯交換や高所での軽作業は、暗黙の内に作業される方がフォークの爪やパレットの上に乗り行われていたのが現状であり、現場作業での必要性や少しでも安心して作業が出来るものとして生まれました。4方向のパイプフレーム、フォークリフトへの取付ベルト、安全帯の使用により、作業者の方々へ配慮をいたしました。作業される方々のご要望により出来上がりました商品です。

このような事由により、開発されましたが、この種の商品は法律による規則もなく、認可が下されるものではありません。そして、労働基準監督署へ使用提言をしても、認可される事はありません。

## **労働安全衛生規則より抜粋**

### **第一章の二 荷役運搬機械等**

#### **第一節 車両系荷役運搬機械等**

(搭乗の制限)

第百五十一条の十三 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を載せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第百五十一条の十四 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(修理等)

第百五十一条の十五 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又は、アタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 第百五十一条の九第一項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。